

政治的教養を育む教育推進のための高校生向け補助教材
「はじめての投票用紙」

活用の手引

(令和8年度版)

大阪府選挙管理委員会

目次

1	はじめに	1
2	活用に当たって	2
	活用例	別紙
3	各パートの解説	
	(1) 投票用紙の秘密(補助教材の表面)	3
	〔コラム〕 投票用紙のデザイン	4
	(2) 考えてみよう(補助教材の裏面左側)	5
	(3) 選挙クイズ(補助教材の裏面右側)	7
	参考 障がいのある方等の選挙権行使に対する支援について...	10

1 はじめに

選挙は、民主政治の基盤をなすものであって、その健全な発達を期するためには公明かつ適正な選挙が不可欠であり、国民一人ひとりにとって、政治に参加する重要な機会です。

近年、国政選挙、地方選挙とも投票率は全般的に低下傾向を続けており、これは大阪府内においても例外ではありません。特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっています。

大阪府選挙管理委員会では、これまでも、小中学生向けの副読本の配付や、学校における出前授業の実施、新成人への啓発活動等を通して、若者の政治意識の向上や子どもたちの意識の醸成等に取り組んできました。

このような中、選挙権を有する者の年齢が、年齢満 **20** 歳以上から年齢満 **18** 歳以上に引き下げられ、学校等における政治的教養を育む教育をより一層推進することが求められています。

こうした状況も踏まえ、高校生向け補助教材「はじめての投票用紙」を作成しました。

これは、選挙を通じた政治参加がより身近なものとなった高校生に、政治や選挙に関心を持ってもらうよう、選挙で使用される投票用紙と同じ特殊な素材に、政治や選挙に関するクイズやディスカッションテーマ等を掲載するとともに、模擬選挙等で投票用紙として使用できるものを作成し、主に府内の高校 **3** 年生に配付することとしたものです。

あわせて、補助教材を活用する際の参考資料として、教員向けに本手引をまとめました。

補助教材及び本手引が活用され、学校における政治的教養を育む教育推進の一助となれば幸いです。

大阪府選挙管理委員会

2 活用に当たって

- 補助教材は、実際の選挙で使用される投票用紙と同じ素材で作成されており、中央のミシン目で切り離すことにより、実際の選挙で使用される投票用紙と同じサイズの投票用紙として使用できます。
- 補助教材は、ホームルーム等の時間の一部を利用して、簡単な解説とあわせて生徒に配付いただくといった活用から、模擬選挙や生徒会長選挙、その他クラス内で投票を行う際に投票用紙として使用するといった活用まで、各学校における政治的教養を育む教育の取組み状況に合わせて、御活用いただけます。
- 補助教材は、主として3年生に配付されることを想定していますが、授業のカリキュラム等に合わせて、他学年の授業で使用していただいても差し支えありません。
- 外国籍の生徒は、満18歳になっても、国や地方の選挙において選挙権を有しません。一方、条例による住民投票においては、一定の条件を満たす外国籍の住民の投票を認めている自治体もあります。また、外国籍であっても、満18歳以上であれば選挙運動を行うことは認められており、これらの活動を通して政治に参加することが可能です。

よって、選挙に関する基本的な知識を持つことや、選挙と政治の関係を考察し理解を深めることは、選挙権の有無に関わらず、重要な政治的教養の一つであるといえます。補助教材を使った指導において、外国籍の生徒への配慮が必要な場合は、このような観点を踏まえ、上記のような政治への参加方法に加えて、議会への請願など、選挙権の有無に関わらず様々な方法があることを伝えてください。

- 活用例を別紙に記載していますので、ご参考ください。

重要な注意事項

補助教材に付属する投票用紙は、模擬選挙や生徒会長選挙等で使用されることを想定しているものであり、実際の選挙では使用できません。実際の選挙において、誤ってこの投票用紙を使用した場合、その一票は無効となってしまいます。

よって、投票用紙を生徒が持ち帰る場合は、以下の点について、注意喚起をお願いします。

- ① この投票用紙は、実際の選挙では使用できないこと。
- ② この投票用紙を投票所に持ち込まないこと。

3 各パートの解説

(1) 投票用紙の秘密(補助教材の表面)

【目的】

本物の投票用紙の面白さを通じて、選挙や投票に対する“距離”を縮めてもらうことを目的にしています。

【解説】

1 投票用紙の特徴

補助教材は、本物の投票用紙と同じ「ポリプロピレン」という合成樹脂（プラスチック）でできています。この合成樹脂製の投票用紙には、普通の紙とは異なる下記のような特徴があります。

① 高い復元性 ⇨ 勝手に開き、開票時間短縮

合成樹脂製の投票用紙は、普通の紙に比べて、折り曲げても元に戻ろうとする復元性が高いことが特徴です。投票用紙は、折って投票箱に入れられることが一般的であるため、普通の紙の場合、開票作業の際に、投票用紙を1枚ずつ開ける作業（開披作業）が必要になります。従来は、この開披作業に多くの時間と労力を費やしていました。しかし、この合成樹脂製投票用紙が導入されて以降、投票箱の中で、ある程度勝手に開くため「開披作業」が不要となり、開票に要する時間を大幅に短縮することができるようになりました。

② 偽造防止 ⇨ 入手しにくい

投票用紙用の専用素材は、一般には入手しにくいものになっています。よって、普通の紙に比べて偽造されにくく、公正な選挙の実現に寄与しています。

③ 高い耐久性 ⇨ 破れにくく、集計機器で扱いやすい

合成樹脂製の投票用紙は、普通の紙と比べ耐久性が極めて高く、人が手で破ろうとしても破れないほどです。

また、耐久性が高いため、普通の紙に比べて、票を数えるための計数機や自動読み取り機で扱いやすく、開票作業の迅速化に寄与しています。

2 投票用紙部分

- 補助教材は中央のミシン目で切り離すことにより、投票用紙として使用できます。切り離し後の投票用紙は、大阪府選挙管理委員会が作成している実際の投票用紙と同じサイズです。

〔コラム〕 投票用紙のデザイン

実際の投票用紙のデザインや記載事項は、公職選挙法施行規則等に規定されており、選挙の種類によって異なります。また、投票用紙の色も、選挙により様々です。

(2) 考えてみよう (補助教材の裏面左側)

【目的】

若者の投票率が低い理由と投票率が低いことによる問題点について考えることで、投票に行くことの意義について理解を深めます。

【解説】

➤ 本パートでは、グループで話し合うことを想定し、ディスカッションテーマを記載しています。今回のテーマは、「若い世代の意見が政治に届きにくくなっています。どういう未来にしたいか、改めて考えてみませんか。」とし、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙の年代別投票率を資料として記載しています。この資料からは、18歳、19歳の投票率や20代の投票率が他の世代と比較して低いことが読み取れます。

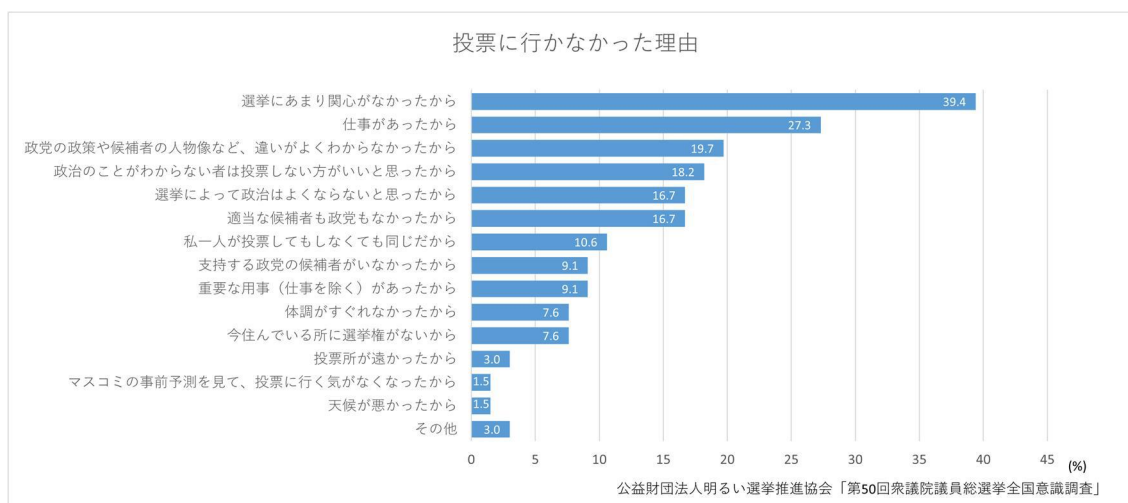
➤ 話し合いの主な論点としては、以下の点を想定しています。

(1) 若者の投票率が低いのはなぜでしょうか？

・投票率が低い理由

公益財団法人明るい選挙推進協会が実施した、「第50回衆議院議員総選挙全国意識調査」によると、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において18歳～20歳代が「投票に行かなかった理由」は、「選挙にあまり関心がなかったから」が39.4%と最も多く、次いで「仕事があったから27.3%」「政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから19.7%」でした。

若者の投票率が低いことについては様々な理由があると考えられますが、上記調査結果からは政治・選挙に対する関心が低いことなどがその理由として考えられます。



【参考】

・住民票異動の届出と投票方法

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿登録されていることが必要です。

住民票異動と選挙人名簿登録の関係や不在者投票の制度については、総務省が作成している下記の啓発資料に詳しく記載されていますので御活用ください。

(総務省啓発資料:[1208_A4_jyuminhyo_tachi](#))

特に進学や就職等で引っ越しをすることが見込まれる3年生に対して、住民票異動の届出の必要性についても併せて、授業における周知啓発の御協力をお願いします。

(2) 若者の投票率が低いと、どんな問題があるのでしょうか？

少子高齢化が進み、若者の人口自体が減少している中で、若者の投票率が低いと、若者の声が政治に届きにくくなり、若者向けの政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要したりする可能性があります。一方で、高齢者の人口は若者に比べて多く、投票率も高いことから、高齢者向けの政策は優先される傾向になります。

なお、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙は18歳から29歳の投票率は35.4%、60歳代の投票率は68.02%でした。

また、若者に限りませんが、選挙に行かない人たちの意見は政治に反映されにくいことから、選挙に必ず行く一部の人の考えに沿った政治が行われる可能性が高まることにもなります。

(3) 選挙クイズ（補助教材の裏面右側）

【目的】

本パートでは、選挙に関する「意外な知識」をクイズ形式にすることにより、選挙を意識し、身近に感じてもらうことを目的にしています。

なお、クイズの答えは、大阪府選挙管理委員会のホームページにも掲載しています。

【解説】

それぞれの問題と解答に対する説明は以下の通りです。

Q 1 次のうち投票の方法として認められていないものは？

- ① 郵便
- ② ファクシミリ
- ③ 電子メール

A. ③ 電子メール

①の郵便は身体に重度の障害がある人や海賊対処法に基づき国外に派遣される自衛隊員が、②のファクシミリは遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗って日本国外の区域を航海する船員や南極地域観測隊員が投票する場合に用いられます。

Q 2 得票数が同じ候補者がいる場合、当選人の決定方法は？

- ① 決選投票をする
- ② くじ引きで決める
- ③ もう一度選挙をする

A. ② くじ引きで決める

当選人を決定するに当たって、各候補者の得票数が同じ場合、当選人はくじで定めるとされています。**2023**年の大阪府富田林市議選では、定数**18**のうち第**18**位の得票数が同数で**2**人が並んだため、くじ引きを実施し、**1**人が当選、**1**人が落選となりました。

Q3 インターネットを使った選挙運動について、誤っているものはどれ？

- ① ウェブサイトに掲載された選挙運動のための文書図画は、選挙の期日もそのままにしておく
- ② 選挙の期日後に、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的で、インターネットを利用して文書図画を掲載してはいけない
- ③ 年齢満 18 歳未満の者が、インターネットを利用して選挙運動を行ってはいけない

A. ② 選挙の期日後に、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的で、インターネットを利用して文書図画を掲載してはいけない

選挙の期日後に、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的で、インターネットを利用した文書図画の頒布又は掲示は可能です。

(1)選挙の期日後も掲載しておけますが、更新することはできません。

(3)年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることができません。

参考 障がいのある方等の選挙権行使に対する支援について

支援学校での補助教材を使った授業等において、生徒の障がいの内容や程度に応じ、生徒への情報提供をお願いします。

(1) 点字による投票について

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。点字での投票を希望する場合は、受付の際に投票管理者に点字で投票したいことを申し出てください。

投票に当たっては、点字投票用の投票用紙が交付されますので、その用紙で投票してください。(点字器は、各投票所に用意しています。)

各投票所には、点字版の候補者氏名等の名簿が備え付けられています。

(2) 代理投票について

病気やけがなどで字が書けない方は、係員が補助者として投票を記載する代理投票の制度があります。

受付の際に、代理投票をしたいことを投票管理者に申し出、投票管理者が代理投票の事由があると認める場合には、投票所の事務に従事する者のうちから、二人の補助者が指定されます。そのうち一人が選挙人の指示する内容を書き、残りの一人が立ち会います。この場合、選挙人の意思表示は、原則、口頭によって確認することになりますが、選挙人の意思に基づく限り、投票所に貼られている候補者等の氏名を指し示す方法や紙片・名刺等の提示によって意思表示を確認することも可能です。なお、誰に投票したかという投票の秘密は厳守されます。

(3) 点字版及び音声デイジー版の選挙公報について

大阪府選挙管理委員会では、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、点字版または音声デイジー版の選挙公報を希望者に配付(無料)しています。これらの点字版及び音声デイジー版の選挙公報を希望する場合には、大阪府選挙管理委員会までお問い合わせください。(衆議院比例代表選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に限り、音声コード付拡大文字版の選挙公報があります。)

なお、各市町村における首長選挙・議会議員選挙における点字版、音声版の選挙公報については、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

(4) 郵便等による不在者投票について

身体障がい者手帳を持っており、次のような障がいのある選挙人の方は、期日前投票又は一般の不在者投票のほかに、現在する場所(自宅など)で投票をする「郵便等による不在者投票」の方法があります。

(ア) 身体障がい者手帳に以下の事項が記載されている方

- ・両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が、1級又は2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級又は3級
- ・免疫、肝臓の障がいの程度が、1級から3級まで

(イ) 身体障がい者手帳を持っており、障がいの程度が前記(ア)の程度に該当することを、大阪府内の各市町村長が証明した方

※ 郵便等による不在者投票を行うためには、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、予め交付を受ける必要があります。また、その「郵便等投票証明書」を添えて、選挙期日の4日前までに、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、郵送などにより投票用紙等の交付を請求する必要があります。

郵便等による不在者投票の手続や方法については、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(5) 手話通訳について

投票所に手話通訳者を派遣している市町村もありますので、投票所において手話通訳が必要な方は、事前に各市町村選挙管理委員会に申し出てください。

大阪府選挙管理委員会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

(TEL) 06-6944-9118

(FAX) 06-6944-3548